

令和6年12月17日

市内障害福祉サービス事業者 様

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

障害福祉サービス事業所に対する行政処分について

日頃から本市の障害福祉行政に格別のご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

このたび、本市は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)の規定に基づき、下記のとおり処分の決定をいたしました。

公費を財源として運営されている制度において、不正に報酬請求し、受け取ることは、利用者の信頼を失うのみならず、制度に対する市民の信頼を損ないかねないため、絶対に許されることではありません。各事業者におかれましても、運営基準をはじめとした法令を遵守し、適正な事業運営を行うよう、一層の徹底をお願いします。

記

1 処分の対象となる事業者及び事業所

(1) 事業者

名称	代表取締役	所在地
株式会社シフク	沖 拓人	名古屋市北区成願寺一丁目 6 番 6 号 ザ・シーン城北アストロタワー3309

(2) 事業所

名称	所在地	サービスの種類
ヘルパーステーション シフク LIFE	名古屋市北区成願寺一丁目 6 番 6 号 ザ・シーン城北アストロタワー3309	重度訪問介護

2 処分の内容

事業所の名称	処分の内容	処分年月日
ヘルパーステーション シフク LIFE	一部の効力停止 (6月)	令和7年1月1日

3 処分の原因となる事実

実際にはサービス提供を行っていないにもかかわらず、法人代表自らがサービスを提供したと虚偽の書類を作成し、介護給付費の請求を行った。(法第50条第1項第6号に該当)

4 本市に対する返還金額

不正の行為により支給を受けた給付費の返還については、当該給付費の40%を加算した額を返還するよう、名古屋市が事業者に命じ、これを徴収します。

事業所名	不正請求額 (A)	加算金 (B)	返還金額(A+B)
ヘルパーステーション シフク LIFE	237,789 円	95,115 円	332,904 円

【担当】

障害者支援課 (事業者指定担当) 972-3965
(事業者指導担当) 238-0567